食品安全マネジメントシステムの製造セクターの JFS-E-A 規格及び JFS-E-B 規格並びに JFS-A/B 監査及び適合証明プログラム文書の概要

2016 年 10 月 04 日
一般財団法人 食品安全マネジメント協会

＜JFS-E-A 規格及び JFS-E-B 規格＞

- 製造セクターの食品事業者（組織）に対する要求事項をまとめたもの。
  すでに公表している JFS-E-C 規格（以下、「C 規格」という。）が国際的に通用するレベルの認証を意図したものであるが、JFS-E-A 規格（以下、「A 規格」という。）は一般的衛生管理を中心とした要求事項、JFS-E-B 規格（以下、「B 規格」という。）は A 規格の要求事項に加え HACCP の要求事項をすべて含んだものとなっている。また、Ａ規格及びＢ規格の要求事項は、それぞれＧＦＳＩ グローバル・マーケット・プログラム 加工食品版の基礎レベル（Basic)、中級レベル（Intermediate）における要求事項を含んでいる。

- 「製造セクター」とは、具体的には以下の４つのカテゴリから成る。
  （C 規格と同じカテゴリとしている）
  ＥⅠ：腐敗しやすい動物性製品の加工
  ＥⅡ：腐敗しやすい植物性製品の加工
  ＥⅢ：腐敗しやすい動物性及び植物性製品の加工（混合製品）
  ＥⅣ：常温保存性製品の加工

- 規格での要求事項は、以下の 3 つから構成される。
  （C 規格と同じ３要素であるが、要求事項の数は C、B、A の順に少なくなっている）
  （１）食品安全マネジメントシステム（FSM）
  （２）ハザード制御（HACCP）
  （３）適正製造規範（GMP）

＜JFS-A/B 監査及び適合証明プログラム文書＞

- 食品関係事業者（監査を受ける組織）が、要求事項に適合しているかどうかを監査会社より監査され、適合証明を受ける仕組みと規則を記述した文書。
- １．本スキームの概要、２．スキームオーナーに関する規則、３．監査会社への要求事項、４．監査及び適合証明に対する要求事項、５．監査員・判定員についての要求事項から構成される。
- 本プログラムは、主に中小規模の事業者の方々による活用を想定して作成しており、次の目的で活用していただきたいと考えている。
  ① 組織が食品安全に係る仕組みを構築し、その取り組みレベルを段階的に向上させていくこと。
  ② 監査会社が、監査を受ける組織に対し指導・助言を行うことで組織の食品

安全管理の取組を向上させていくこと。

③ コーデックス委員会が推奨するＨＡＣＣＰへの取組を促進すること。

注１）適合証明：監査を受ける組織の取組がＡ規格又はＢ規格に適合していることを証明すること。

注２）コーデックス委員会：消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963 年に国連食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）により設置された国際的な政府間機関。

注３）GFSI：Global Food Safety Initiative の略。2000 年に、グローバルに展開する小売業者・食品製造業者等が集まり、食品安全の向上と消費者の信頼強化に向けて発足した団体。
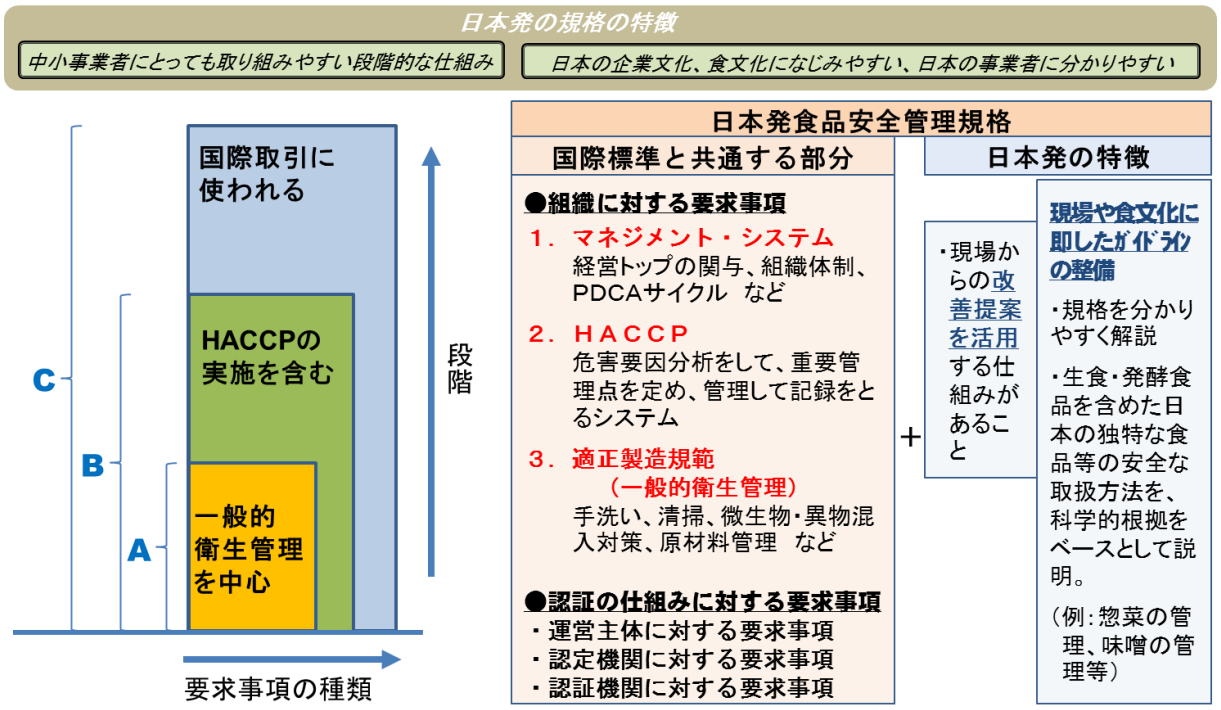
注４）グローバル・マーケット・プログラム：小規模及び発展途中の事業者に対する食品安全の能力を構築するために、GFSI によって作成されたプログラム。